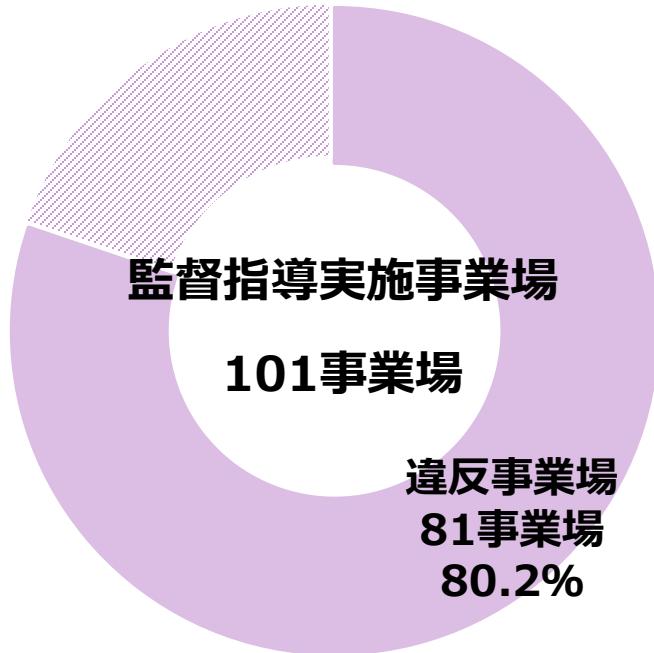


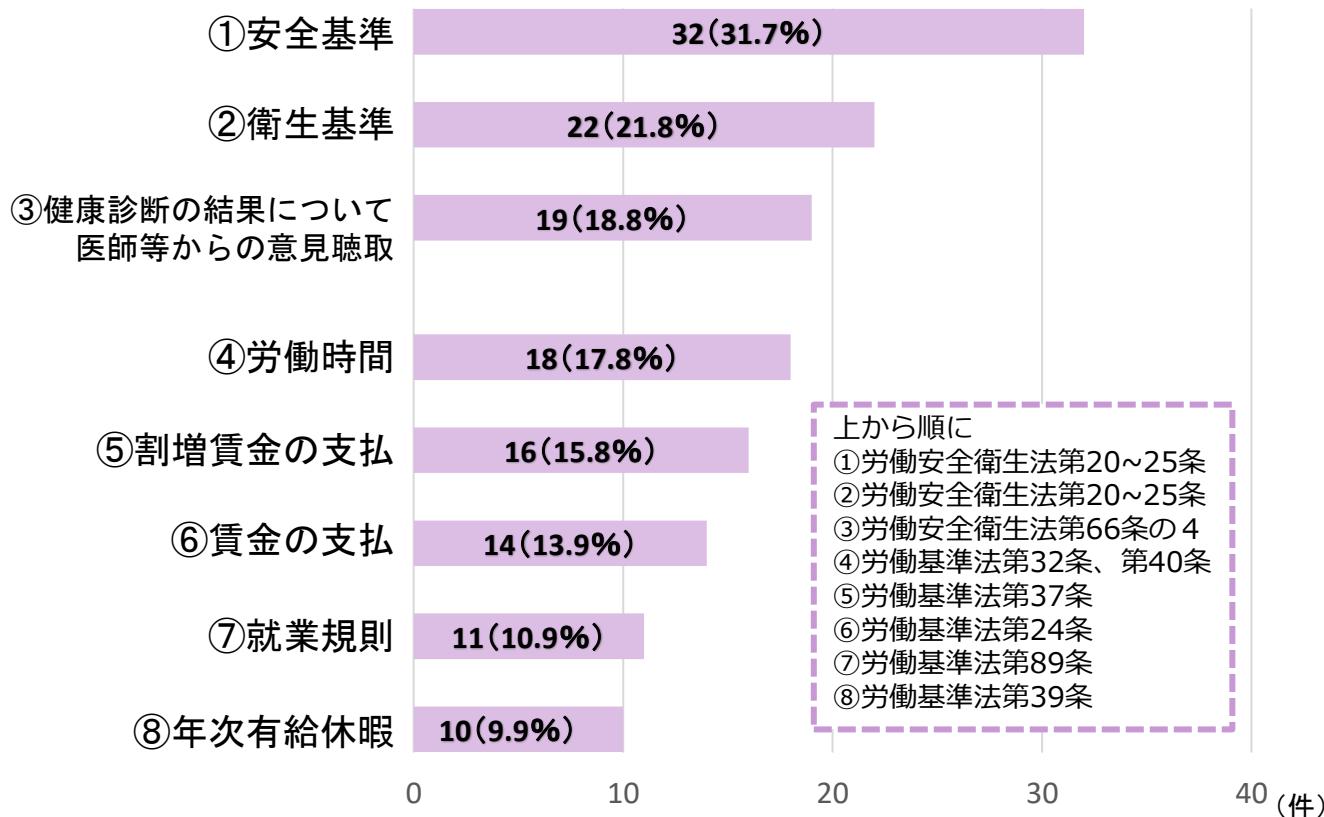
特定技能外国人を雇用する事業場の監督指導結果（令和6年）

1 監督指導の状況

- (1) 令和6年に、県内の労働基準監督署等において、特定技能外国人を雇用しており、労基準関係法令違反が疑われる101事業場に対しての監督指導を実施したところ、その80.2%に当たる81事業場で同法令違反が認められた。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（31.7%）、②衛生基準（21.8%）、③健康診断の結果について医師等からの意見聴取（18.8%）の順に多かった。



＜注＞ 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

| 主な業種 | 監督指導 実施 事業場数 | 違反 事業場数 (違反率) | 主な違反事項 |
|-------------|--------------------|---------------------|--|
| 工業製品 製造 | 49 | 39 (79.6%) | 安全基準 19(38.8%) 衛生基準 17(34.7%) 労働時間 9(18.4%) |
| 建設 | 18 | 16 (88.9%) | 健康診断結果について医師等からの意見聴取 7(38.9%) 安全基準 6(33.3%) 割増賃金の支払 6(33.3%) |
| 食料品 製造 | 8 | 8 (100.0%) | 安全基準 4 (50.0%) 割増賃金の支払 1 (12.5%) 就業規則 1 (12.5%) |
| 社会福祉 施設 | 6 | 6 (100.0%) | 労働時間 3(50.0%) 割増賃金の支払 3(50.0%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 3(50.0%) |
| <参考> 全業種 | 101 | 81 (80.2%) | 安全基準 32 (31.7%) 衛生基準 22 (21.8%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 19(18.8%) |

<注1>「主な業種」は、令和6年10月末時点における県内の特定技能外国人が多い産業（製造業、建設業、医療・福祉）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2>「主な業種」の内訳は以下のとおり。

工業製品製造・・・繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・製本業、窯業土石製品製造業、
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業

建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

食料品製造・・・食料品製造業

社会福祉施設・・・社会福祉施設

<注3>違反は、特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。

<注4>違反事項2つ以降ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

2 申告の状況

令和6年に、県内の労働基準監督署に対して、特定技能外国人が労働基準関係法令違反の是正を求める申告の件数は、賃金不払が1件であった。

3 送検事例

令和6年に、県内の労働基準監督署において、特定技能外国人に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は0件であった。

4 その他、労働基準監督署と出入国在留管理機関との相互通報の状況

- (1) 特定技能外国人の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署では、出入国在留管理機関（名古屋出入国在留管理局。以下同じ。）との間で、労働局を通じて、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している。
- (2) 令和6年に労働局を通じてから出入国在留管理機関へ通報（※1）した件数は5件、出入国在留管理機関から労働局へ通報（※2）された件数は0件であった。

※1 労働基準監督署から出入国在留管理機関へ通報する事案

労働基準監督署等において特定技能外国人を雇用する事業場に対して監督指導を実施した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国在留管理機関から労働基準監督署へ通報する事案

出入国在留管理機関において特定技能外国人を雇用する事業場を調査した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案